

○農業委員会から情報提供があった遊休農地の状況一覧(R4利用状況・利用意向調査分)

令和5年12月8日現在

地域	市町村	機構へ情報提供があった遊休農地		機構判定			
				適合		不適合	
		筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )
東	青森市	372	574,784	139	193,917	233	380,867
	平内町						
	今別町						
	蓬田村						
	外ヶ浜町						
中南	弘前市	2,524	4,006,084			2,524	4,006,084
	黒石市						
	平川市						
	西目屋村						
	藤崎町						
	大鰐町	152	142,966			152	142,966
三八	田舎館村						
	八戸市	453	829,778	161	332,988	292	496,790
	三戸町						
	五戸町						
	田子町						
	南部町	17	21,849	17	21,849		
	階上町						
新郷村							

地域	市町村	機構へ情報提供があった遊休農地		機構判定			
				適合		不適合	
		筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )
西北	五所川原市						
	つがる市						
	鱒ヶ沢町						
	深浦町						
	板柳町						
	鶴田町						
上北	中泊町						
	十和田市	60	125,496			60	125,496
	三沢市						
	野辺地町	40	152,620			40	152,620
	七戸町	67	156,717			67	156,717
	六戸町						
	横浜町						
	東北町						
	六ヶ所村						
	おいらせ町						
下北	むつ市						
	大間町	27	31,547			27	31,547
	東通村						
	風間浦村						
	佐井村						
合計	3,712	6,041,841	317	548,754	3,395	5,493,087	

(注)「機構判定」について  
 青森県農地中間管理機構農地中間管理事業規程による農地中間管理権を取得する農用地等の基準に照らし  
 ・基準に適合する農地を「適合」  
 ・基準に適合しない農地を「不適合」と判定

※「青森県農地中間管理機構農地中間管理事業規程」に定める基準機構は、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等として次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。  
 ① 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農地  
 ② 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの